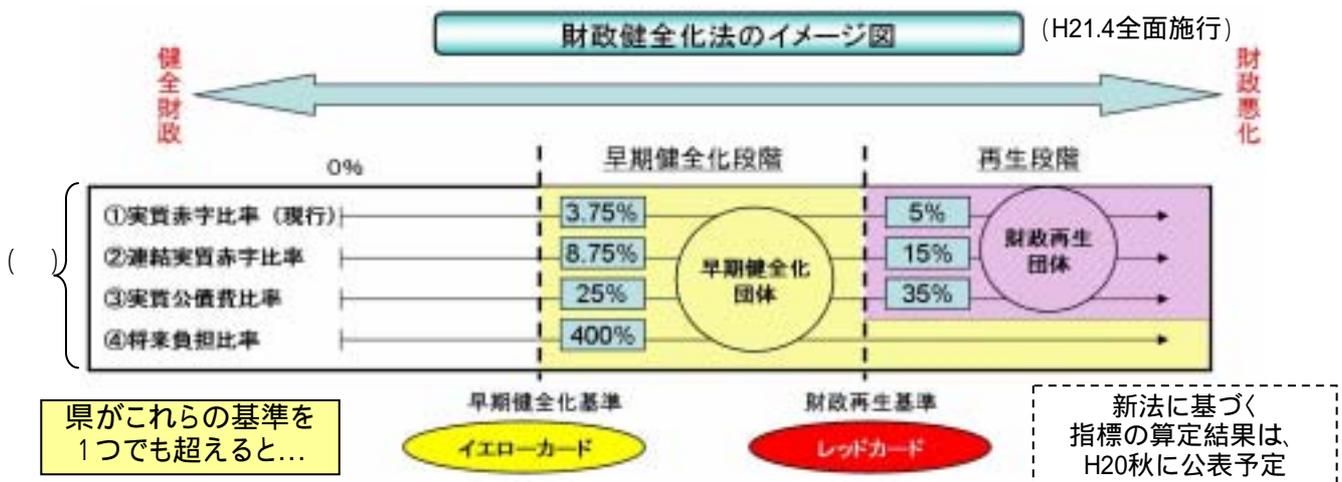


【その他】

(問) 財政健全化に関する新しい法律とはどのようなものですか？

(答) 新しい法律(「財政健全化法」: H21.4 全面施行)は、決算の数値等をもとに、財政運営の健全度を測る様々な指標を作成し、一定以上の水準を超える自治体には、いわばイエローカード(自主的な早期財政健全化)やレッドカード(国の管理に基づく強制的な財政再生)を示すという内容であり、旧法より一層厳しく自治体の財政運営をチェックするものとなっています。

また、夕張市の不適切な手法による財政運営を見抜けなかった旧法の制度に比べて、指標の数値の正確性についての監査の実施や、指標の議会への報告等、チェック機能が大幅に強化されています。
ちなみに、新しい法律の内容は、概ね下図のとおりです。



4つの指標のいずれか1つでも上記の水準を超えると、自主的な早期財政健全化や国の管理に基づく強制的な財政再生を迫られることになる。

(財政健全化:上記の ~ のいずれか1つ 財政再生:上記 ~ のいずれか1つ)

ただし、民間企業とは違い、自治体の起債(借金)の残額は、必ず返済しなければならない(債権放棄してもらえない)

4つの指標の概要

実質赤字比率.....普通会計の実質的な赤字額の大きさ
 連結実質赤字比率.....全ての会計の実質的な赤字額の大きさ
 実質公債費比率.....一般財源に対する公債費・準公債費(元利償還金)の割合の3ヶ年平均値
 将来負担比率.....一般財源に対する将来負担額の大きさ
 将来負担額:全会計の起債(借金)残高や第三セクターの債務のうち一部等、普通会計が将来負担すべき実質的な負債